

議案第 28 号

渋川市消防団条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 27 日提出

渋川市長 星 名 建 市

渋川市消防団条例の一部を改正する条例

渋川市消防団条例（平成 24 年渋川市条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「662 人」を「639 人」に改める。

第 18 条を第 19 条とし、第 15 条から第 17 条までを 1 条ずつ繰り下げる。

第 14 条第 3 項中「前項」を「第 3 項及び前項」に、「本市の特別職の職員で非常勤のものに対する報酬支給」を「渋川市特別職の職員で非常勤のものとの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 18 年渋川市条例第 44 号）」に改め、同項を同条第 6 項とし、同項の前に次の 2 項を加える。

4 消防団員が水火災その他の災害又は警戒、訓練その他の公務のために出勤し、職務に従事したときは、別表第 2 に定める出勤報酬を支給する。

5 前項の出勤報酬は、毎年度 4 月から 9 月までの分を 10 月に、10 月から翌年 3 月までの分を 4 月に支給する。

第 14 条第 2 項中「報酬」を「年額報酬」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項中「別表」を「別表第 1」に、「報酬」を「年額報酬」に改め、同項を同条第 2 項とし、同条に第 1 項として次の 1 項を加える。

消防団員の報酬は、年額報酬及び出勤報酬とする。

第 14 条を第 15 条とし、第 8 条から第 13 条までを 1 条ずつ繰り下げる。

第 7 条第 2 号中「第 8 条」を「第 10 条」に改め、同条を第 8 条とする。

第 6 条の次に次の 1 条を加える。

（休団）

第 7 条 消防団員は、長期間消防団活動に従事することができない場合は、3 年を超えない範囲内で、消防団活動の休止（以下「休団」という。）を

することができる。

- 2 消防団員は、休団をしようとするときは、団長にあっては市長の、団長以外の消防団員にあっては団長の承認をあらかじめ受けなければならない。休団をしている消防団員が復帰しようとするときも、同様とする。
- 3 休団をしている消防団員が復帰したときの階級は、休団をした日に当該消防団員が属していた階級とする。
- 4 休団をしている期間については、第15条の規定による報酬を支給しない。
- 5 休団をしている消防団員については、次条第3号、第9条第2項第2号、第11条及び第12条の規定は、適用しない。

別表を次のように改める。

別表第1（第15条関係）

種類	職名	年額報酬
基本団員	団長	333,000円
	副団長	258,000円
	方面隊長	236,000円
	副方面隊長	209,000円
	分団長	180,000円
	ラッパ長	180,000円
	女性消防隊長	180,000円
	副分団長	109,000円
	副ラッパ長	109,000円
	副女性消防隊長	109,000円
	部長	60,000円
	班長	54,000円
	団員	37,000円
機能別団員	機能別団員	20,000円

別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2（第15条関係）

区分	出動報酬
----	------

水火災その他の災害	2時間以内の出動	1回につき	2,000円
	2時間を超え4時間以内の出動	1回につき	4,000円
	4時間を超え8時間以内の出動	1回につき	8,000円
警戒、訓練その他の公務	4時間以内の出動	1回につき	2,000円
	4時間を超える出動	1回につき	4,000円

備考

- 1 水火災その他の災害に係る出動が、8時間を超える出動となった場合は、8,000円に1,000円を加算し、以後1時間を超えるごとに同額を加算する。
- 2 火災に係る出動であって、誤報その他の事由により消火活動に従事しなかった場合の出動報酬は、この表の規定にかかわらず、出動1回につき1,000円とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に水火災その他の災害又は警戒、訓練その他の公務に出動し職務に従事した消防団員であって、施行日以後においても引き続き当該職務に従事したものに対しては、施行日午前0時から起算して、この条例による改正後の第15条第4項の規定による出動報酬を支給する。

理 由

組織機構の見直し及び消防団員の処遇改善に伴い、所要の改正をしようとするものである。

渋川市消防団条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（定員） 第3条 消防団員の定員は、<u>639人</u>とする。</p> <p>（休団） 第7条 <u>消防団員は、長期間消防団活動に従事することができない場合は、3年を超えない範囲内で、消防団活動の休止（以下「休団」という。）をすることができる。</u> 2 <u>消防団員は、休団をしようとするときは、団長にあつては市長の、団長以外の消防団員にあつては団長の承認をあらかじめ受けなければならない。休団をしている消防団員が復帰しようとするときも、同様とする。</u> 3 <u>休団をしている消防団員が復帰したときの階級は、休団をした日に当該消防団員が属していた階級とする。</u> 4 <u>休団をしている期間については、第15条の規定による報酬を支給しない。</u> 5 <u>休団をしている消防団員については、次条第3号、第9条第2項第2号、第11条及び第12条の規定は、適用しない。</u></p> <p>（欠格条項） 第8条 次に掲げる者は、消防団員となることができない。 （1） （略） （2） <u>第10条の規定により懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</u> （3） （略）</p> <p>（分限） 第9条 （略）</p> <p>（懲戒） 第10条 （略）</p> <p>（服務）</p>	<p>（定員） 第3条 消防団員の定員は、<u>662人</u>とする。</p> <p>（欠格条項） 第7条 次に掲げる者は、消防団員となることができない。 （1） （略） （2） <u>第8条</u>の規定により懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 （3） （略）</p> <p>（分限） 第8条 （略）</p> <p>（懲戒） 第9条 （略）</p> <p>（服務）</p>

- 第11条 (略)
- 第12条 (略)
- 第13条 (略)
- 第14条 (略)

(報酬)

- 第15条 消防団員の報酬は、年額報酬及び出動報酬とする。
- 2 消防団員には、別表第1に定める年額報酬を支給する。
 - 3 前項の年額報酬は、毎年度9月及び3月の2回に分けて支給する。
 - 4 消防団員が水火災その他の災害又は警戒、訓練その他の公務のために出動し、職務に従事したときは、別表第2に定める出動報酬を支給する。
 - 5 前項の出動報酬は、毎年度4月から9月までの分を10月に、10月から翌年3月までの分を4月に支給する。
 - 6 第3項及び前項に定めるもののほか、報酬の支給方法は、渋川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年渋川市条例第44号）の例による。

(費用弁償)

- 第16条 (略)

(公務災害補償)

- 第17条 (略)

(退職報償金)

- 第18条 (略)

(委任)

- 第19条 (略)

別表第1（第15条関係）

種類	職名	年額報酬
基本団員	団長	333,000円
	副団長	258,000円
	方面隊長	236,000円
	副方面隊長	209,000円
	分団長	180,000円
	ラッパ長	180,000円

- 第10条 (略)
- 第11条 (略)
- 第12条 (略)
- 第13条 (略)

(報酬)

- 第14条 _____
- 消防団員には、別表 _____ に定める報酬 _____ を支給する。
- 2 前項の報酬 _____ は、毎年度9月及び3月の2回に分けて支給する。
 - 3 前項 _____ に定めるもののほか、報酬の支給方法は、本市の特別職の職員で非常勤のものに対する報酬支給 _____ の例による。

(費用弁償)

- 第15条 (略)

(公務災害補償)

- 第16条 (略)

(退職報償金)

- 第17条 (略)

(委任)

- 第18条 (略)

別表（第14条関係）

種類	職名	年額
基本団員	団長	403,000円
	副団長	320,000円
	方面隊長	320,000円
	副方面隊長	287,000円
	分団長	201,000円
	ラッパ長	201,000円

	女性消防隊長	180,000円
	副分団長	109,000円
	副ラッパ長	109,000円
	副女性消防隊長	109,000円
	部長	60,000円
	班長	54,000円
	団員	37,000円
機能別団員	機能別団員	20,000円

	女性消防隊長	201,000円
	副分団長	163,000円
	副ラッパ長	163,000円
	副女性消防隊長	163,000円
	部長	70,000円
	班長	64,000円
	団員	47,000円
機能別団員	機能別団員	20,000円

別表第2（第15条関係）

区分		出動報酬
水火災その他の災害	2時間以内の出動	1回につき 2,000円
	2時間を超え4時間以内の出動	1回につき 4,000円
	4時間を超え8時間以内の出動	1回につき 8,000円
警戒、訓練その他の公務	4時間以内の出動	1回につき 2,000円
	4時間を超える出動	1回につき 4,000円

備考

- 1 水火災その他の災害に係る出動が、8時間を超える出動となった場合は、8,000円に1,000円を加算し、以後1時間を超えるごとに同額を加算する。
- 2 火災に係る出動であって、誤報その他の事由により消火活動に従事しなかった場合の出動報酬は、この表の規定にかかわらず、出動1回につき1,000円とする。